

# 相談・支援・緊急対応

命の危険を感じるような緊急の場合は、警察 110番(緊急)  
虐待かもしれない！と思ったら、地域包括支援センターにご相談ください。

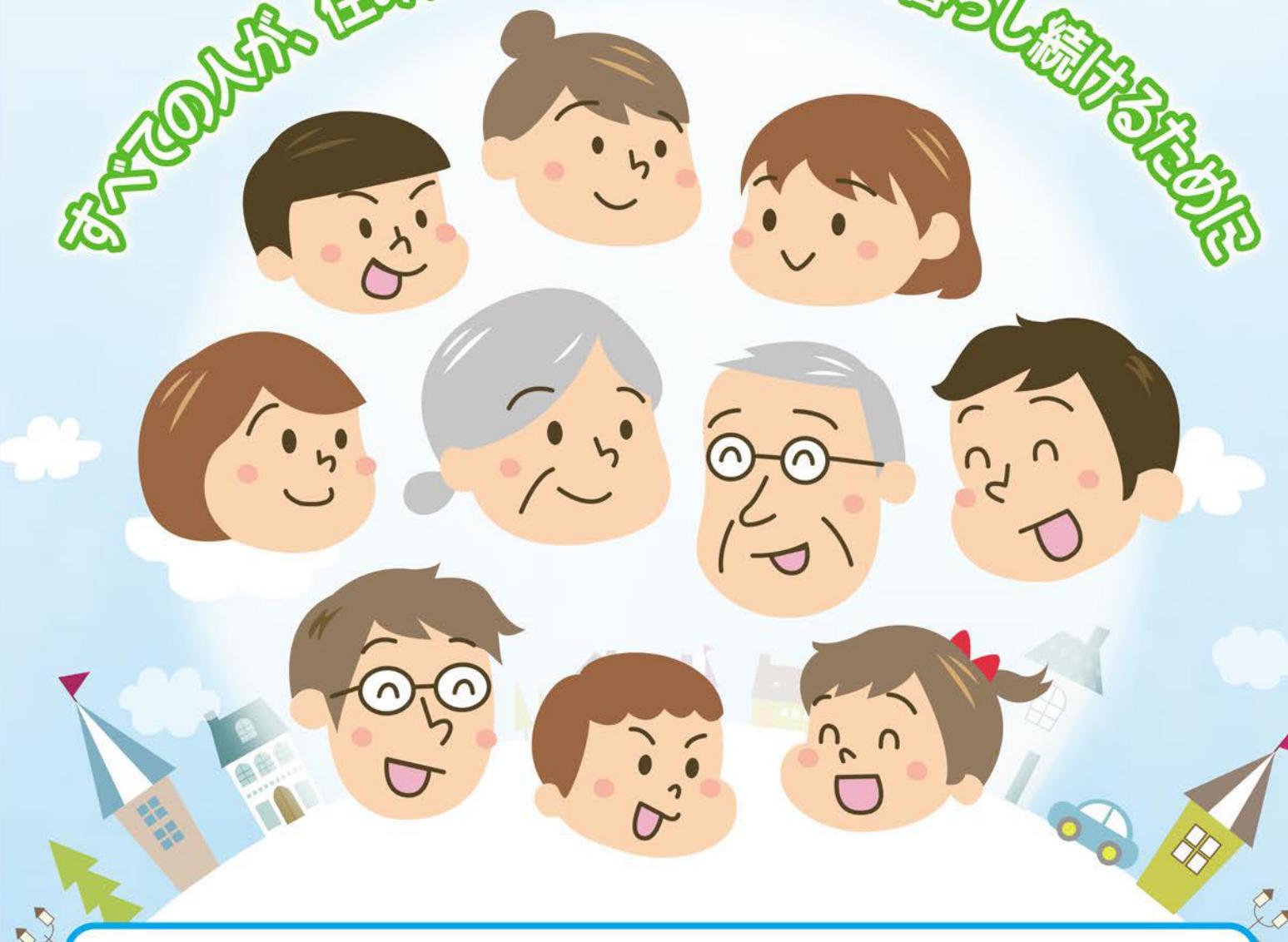
## ●地域包括支援センター(高齢者の総合相談窓口)

名 称	所在地	電話(FAX)	担当小学校区
中央地域福祉センター	梅園町	<b>25-3199</b> (25-7713)	梅園
ひな	日名南町	<b>65-8555</b> (66-0732)	広幡、井田
岡崎東	洞町	<b>84-5003</b> (84-5037)	根石、男川、生平、泰梨
真福	真福寺町	<b>66-2667</b> (66-2677)	常磐南、常磐東、常磐
社会福祉協議会	康生通南3丁目	<b>23-1105</b> (23-7820)	愛宕
竜美	竜美西1丁目	<b>55-0751</b> (71-7452)	三島、竜美丘
さくらの里	中岡崎町	<b>22-3030</b> (22-2700)	六名、連尺
なのはな苑	福岡町	<b>57-8087</b> (57-8099)	岡崎、福岡
スクエアガーデン	羽根町	<b>57-1133</b> (57-0133)	羽根、城南
ふじ	美合町	<b>55-0192</b> (55-6598)	上地、小豆坂
高年者センター岡崎	美合町	<b>55-8399</b> (55-0105)	美合、緑丘
北部地域福祉センター	岩津町	<b>45-1699</b> (45-8791)	恵田、奥殿、細川、岩津
さくら	堂前町	<b>73-3377</b> (73-3339)	大樹寺、大門
やはぎ苑	上佐々木町	<b>34-2345</b> (47-7039)	矢作南
西部地域福祉センター	宇頭町	<b>32-0199</b> (34-3212)	矢作東、矢作西
はしめ	橋目町	<b>33-5610</b> (33-5605)	矢作北、北野
南部地域福祉センター	下青野町	<b>43-6299</b> (43-6781)	六ツ美北部、六ツ美西部
むつみ	合歓木町	<b>57-6288</b> (43-0201)	六ツ美中部、六ツ美南部
東部地域福祉センター	山綱町	<b>48-8099</b> (48-8096)	竜谷、藤川、山中、本宿
額田	樅山町	<b>82-3129</b> (82-3139)	豊富、夏山、宮崎、形埜、下山

- ・相談者、通報者の秘密を守ります。
- ・介護者への支援や見守り、介護サービス利用による介護負担の軽減などの援助を行います。
- ・生命や身体に重大な危険があるなど必要なときには、立入り調査や高齢者の保護等の措置を行います。
- ・介護施設、介護事業所などで虐待があった場合は、法による介入・公表をし、改善に向けた指導、再発防止に努めています。

# みんなで 高齢者虐待

みんなが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために



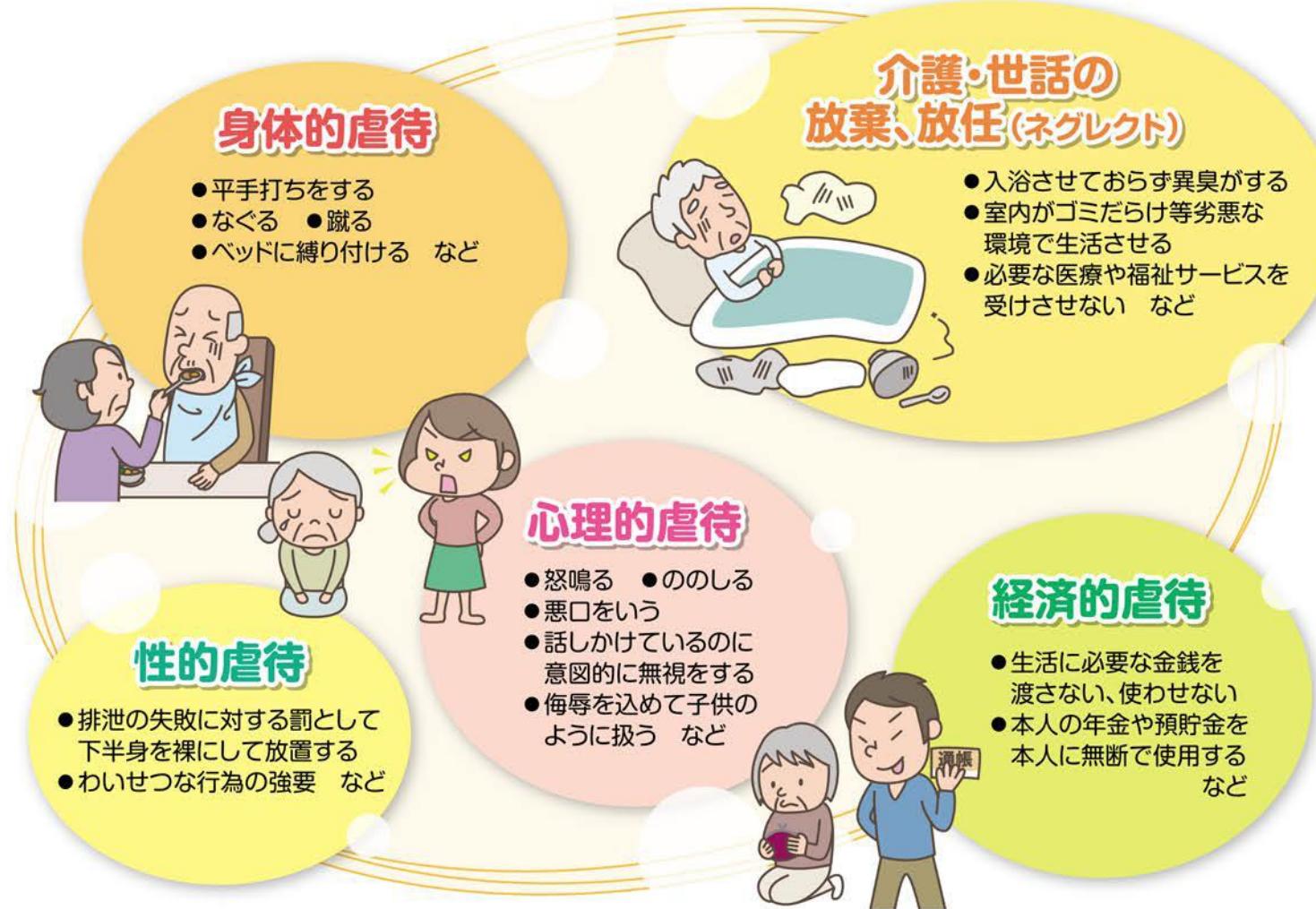
近年、高齢者的人権を侵害する高齢者虐待が増え、社会的問題となっています。認知症や寝たきりの方を介護している家族などが心身ともに疲労し、追いつめられ、自覚のないままに虐待をしてしまっていることも少なくありません。高齢者虐待は誰にでも起こりうる身近な問題です。

正しい知識をもち、地域の協力、介護サービスの利用などで虐待をみんなで防ぎましょう。

## 高齢者虐待とは？

高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対して

- ▶養護者（高齢者を現に養護している家族、親族、同居人等）
- ▶養介護施設従事者等（介護サービス事業や介護施設の職員等）が行う次のような行為をいいます。



自覚がないままに虐待をしてしまうこともあります。

### （高齢者への不適切な対応の例）

- 言ったようにできないので、つい手が出たり、怒鳴ったりしてしまう。
- 良いこと悪いことを分かってもらうために、たたいたりしている。
- 認知症により徘徊するので、部屋から出さないようにしている。

### 介護の負担を抱え込んでいませんか？

介護は長期にわたるため、考える以上に大変です。介護者自身が心身ともに疲れきり追いつめられることで虐待が発生してしまうことがあります。一生懸命に取り組むあまり、怒鳴ったり、手を挙げてしまうことも少なくありません。

虐待者＝悪者というわけではなく、これまでの人間関係や経済的な困窮、相談者がいないなど様々な要因があり複雑な事情を抱えていることもあります。

様々なサービスや制度を利用して介護者の負担軽減をすることも必要です。  
また、認知症を正しく理解することも適切な介護や虐待防止につながります。



## 虐待のサイン

(参考) 愛知県高齢者虐待対応マニュアル

### 高齢者から

- ・身体に小さな傷が頻繁に見られる。
- ・「怖いから家にいたくない」等訴えがある。
- ・急におびえたり、恐ろしがったりする。
- ・無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
- ・経済的に困っていないのに、利用者負担のあるサービスを利用したがらない。
- ・寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
- ・身体からかなりの異臭がするようになってきている。



### 家族、地域の様子

- ・他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
- ・昼間でもカーテンが閉まっている。
- ・郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
- ・気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。



身のまわりで思いあたることがあれば、地域包括支援センターにご相談ください。  
高齢者虐待防止法では、速やかに通報する義務があります。

相談者・通報者を特定する情報は守られます。



## 権利を擁護する制度

### 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいがある方のうち、ひとりで判断することに不安のある方の日常生活を支援するため、ご本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭の管理のお手伝いなどを行います。

岡崎市社会福祉協議会

☎0564-47-8760

### 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の十分でない方が財産管理や日常生活での契約を行うときに、不利益が生じることがないよう家庭裁判所が選任した「成年後見人」などが本人の利益や財産などを保護する法定後見制度と、現在は判断能力がある人が将来に備えてあらかじめ後見人を選任する「任意後見制度」があります。

岡崎市成年後見支援センター ☎0564-47-8760



成年後見制度に  
関する  
公的機関窓口

◆成年後見制度の申立て、申立て書類配布など  
名古屋家庭裁判所岡崎支部 ☎0564-51-8950

◆任意後見に関すること  
岡崎公証人合同役場 ☎0564-58-8193